

## 仙台市都市計画に関する公聴会の実施について

平成 25 年 9 月 26 日当初策定

(目的)

1. 仙台市都市計画に関する公聴会規則実施要領（以下「要領」という。）第 8 条の規定に基づき策定する。

(公述の申出)

2. 要領第 3 条第 1 項のインターネットの利用による周知は、別記様式第 1 号とする。
3. 仙台市都市計画に関する公聴会規則（以下「規則」という。）第 4 条第 2 項の公述人の申出は、別記様式第 2 号を使用することができる。

(代理人)

4. 規則第 9 条第 2 項の代理人の選任届けは、別記様式第 3 号を使用することができ、市長への提出は、公聴会の公述前までとする。

(公述人への通知)

5. 公述人への通知は、別記様式第 4 号及び第 5 号とする。

(傍聴)

6. 公聴会における傍聴人心得は、別記様式第 6 号とし、事務局は公聴会当日、会場への掲示及び傍聴人に配布するものとする。

(公述人)

7. 公聴会における公述人への注意事項は、別記様式第 7 号とし、事務局は当日、公述人に配布するものとする。
8. 公述人が、公述の順番になっても来場しない場合は、欠席として扱う。ただし、公聴会の開催中に来場し、議長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(記録及び見解書)

9. 規則第 12 条及び第 13 条の記録及び見解書の作成及び送付は、別記様式第 8 号から第 10 号とする。
10. 記録は、公開の場で都市計画の原案に対し意見陳述をする場であることを踏まえ、公聴会当日の公述内容のみを対象とし、その他の資料等は含めない。
11. 公述人に送付する記録は、公述人の氏名は伏せ、住所は居住区までを記載したものを送付することとする。また、見解書は原則公述人本人のもののみを送付することとする。
12. ホームページや市政情報センターにて閲覧に供する記録及び見解書は、公述人の氏名は伏せ、住所は居住区までを記載したものとする。
13. 当日公述人が欠席した場合は、記録に欠席と記載する。

## 仙台市都市計画に関する公聴会 公述申出要領

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条に基づく公聴会を、仙台市都市計画に関する公聴会規則（平成 15 年 6 月 16 日仙台市規則第 75 号）の規定に従って開催しますので、次のとおり公述の申出を受け付けます。

1. 公聴会の件名 ○○○○○○○○○○○○○○
2. 開催の日時及び場所 日時：令和○年○月○日（○曜日） ○時から  
場所：○○○○○○○○○○○○○
3. 都市計画の種類 ○○○○○○○○○○○○
4. 都市計画の案の概要の縦覧場所 都市整備局計画部都市計画課  
○○○○○○○○○

5. 公述申出が出来る方 仙台市内に住所を有する方及び利害関係者

### 6. 公述申出の方法

仙台市長あてに①公聴会件名②氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）③意見の要旨④公述に要する時間 を明記した「公述申出書」を下記担当部署に持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出して下さい。特に様式の定めはありませんが、参考様式は別紙のとおりです。

7. 公述申出書提出先 担当部署：仙台市 都市整備局 計画部 都市計画課  
住 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号  
電話番号：022-214-8294 FAX 番号：022-214-8300  
メールアドレス：tos009110@city.sendai.jp

8. 公述申出の受付期間 令和○年○月○日（○）から○月○日（○）まで  
※郵送の場合 ○月○日（○）消印有効

### 9. そ の 他

- ① 公聴会は、公開の場において都市計画の原案に対し、ご意見を述べていただく場という趣旨をご理解のうえ申し出ください。
- ② 公述を申し出た方のうち、同趣旨の意見を有する方が多数の場合は、公聴会で意見を述べる方を選定する場合があります。
- ③ 公聴会の運営上必要と認められるときは、あらかじめ、公述時間を制限する場合があります。
- ④ 上記②で公述人を選定した場合及び③で公述時間を制限した場合は、あらかじめ、その旨を公告するとともに公述人に通知します。
- ⑤ 公述の代理人を立てる場合は、病気その他やむを得ない事情により自ら意見を述べるできない場合に限ります。
- ⑥ 公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

公 述 申 出 書

令和 年 月 日

(宛先)

仙台市長 ○○ ○○

(公述申出人)

住所

氏名

電話番号

仙台市都市計画に関する公聴会に関して、下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。

記

1. 公聴会の件名 ○○○○○○○○○に関する公聴会

2. 意見の要旨

※ 具体的内容を簡潔に書いて頂きますようお願いいたします。

※ 上記の都市計画の案に直接関係がない意見については、述べることはできません。

3. 公述に要する時間（公聴会運営の参考にさせていただきます。） \_\_\_\_\_分

# 代理人選任届け

仙台市長 ○○ ○○ 様

私は、令和○年○月○日の○○○○○○○○○に関する公聴会の公述を下記の代理人に委任します。

(代理人)

氏名

住所

(選任理由)

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

〇〇 〇〇 様

仙台市長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇に関する公聴会における公述について（通知）

さきに公述申出のありましたこのことについて、あなたに公述していただくことになりましたので下記により通知します。

記

1. 公聴会件名 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する公聴会
2. 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時から〇時（予定）
3. 開催場所 〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 公述番号 〇番
5. 公述開始  
予定時間 〇〇時〇〇分（進行上、公述開始時間が多少前後する場合があります。）  
※ 公述開始予定時刻の30分前までにお越し下さい。
6. 公述時間 〇〇分とします。（※公述人数等により制限する場合があります。）
7. その他

- (1) 公聴会は別添「仙台市都市計画に関する公聴会規則」に基づき実施します。
- (2) 公聴会当日は本通知をご持参下さい。
- (3) 都合により公述を辞退もしくは代理出席を希望される場合は、事前に都市計画課までご連絡下さい。なお代理出席の場合は、事前に代理人選任届けの提出が必要です。この場合、公聴会当日に代理人は本通知をご持参下さい。
- (4) 公聴会は意見を公述していただく場であり、その場での質疑応答は行いません。公述された意見に対しては、後日、仙台市の見解書を送付します。また、見解書とともに、公聴会の開催記録を作成した旨公告します。

担当：仙台市都市整備局計画部都市計画課

連絡先：022-214-8294

FAX：022-214-8300

メールアドレス：tos009110@city.sendai.jp

〇〇 〇〇 様

仙台市長 郡 和子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する公聴会における公述について（通知）

さきに公述申出のありましたこのことについて、あなたと同様の意見を述べようとする方が多数ありましたので、仙台市都市計画に関する公聴会規則第6条第1項の規定に基づき選定した結果、あなたは公述人として選定されませんでしたので、通知します。

なお、当日は、会場の許す限り自由に下記の公聴会を傍聴できますので、申し添えます。

記

1. 公聴会件名            〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2. 開催日時            令和〇年〇月〇日（〇）〇時から〇時（予定）
3. 開催場所            〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4. その他  
    (1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当：仙台市都市整備局計画部都市計画課  
連絡先：022-214-8294  
FAX：022-214-8300  
メールアドレス：tos009110@city.sendai.jp

## 傍 聴 人 心 得

- 1 公聴会は静かに傍聴し、拍手をしたり発言するなど、公述を妨げるような行為はしないでください。
- 2 飲食又は喫煙をしないでください。
- 3 他の傍聴人の迷惑になるような行為は行わないでください。
- 4 その他会場の秩序を乱し、又は会を妨害するような行為をしないでください。
- 5 係員から指示があった場合は、速やかに従ってください。

※1 以上の事項を守られない方は退場していただく場合があります。

※2 携帯電話は電源を切るか、音が鳴らないようにマナーモードに設定してください。

## 公 述 人 の 方 へ

- 1 公聴会は、公開の場において都市計画の原案に対し、ご意見を述べていただく場という趣旨をご理解のうえ公述してください。
  - 2 公述人は議長の指示に従い公述を開始してください。
  - 3 進行上、公述開始時間が多少前後する場合がありますのでご了承ください。
  - 4 公述時間は(一人当たり〇〇分以内・事前に申し出していただいたとおり)です。終了時間1分前に予鈴を1回ならしめます。終了時間がきましたら予鈴を3回ならしめますので、公述を終了してください。変更する場合は事前に事務局へお伝えください。
  - 5 公聴会には取材が入る場合がありますのでご了承ください。
  - 6 会場の秩序を乱し、又は会を妨害するような行為をしないでください。
  - 7 不穏当な言動があったときは、議長より公述を中止し、退場することを命ずることがあります。
  - 8 議長から指示があった場合は、速やかに従ってください。
  - 9 公述いただいたご意見に対しては、後日、仙台市の見解書を送付させていただきます。また、ホームページ等で公表いたします。
- ※ 携帯電話は電源を切るか、音が鳴らないようにマナーモードに設定してください。



様式第8号

R〇都計都第〇〇号  
令和4年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

仙台市長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇に関する公聴会  
における記録及び見解書の送付について

仙台市都市計画に関する公聴会規則（平成15年6月16日仙台市規則第75号）第12条第1項及び第13条第1項、第2項の規定により、令和〇年〇月〇日に開催した〇〇〇〇〇〇〇〇に関する公聴会における記録及び見解書を作成しましたので送付します。

なお、記録及び公述人全員の見解書については、公聴会規則第13条第3項の規定により令和〇年〇〇月〇〇日付けで公告し、公表しております。

また、記録及び見解書は都市計画課及び市政情報センターで閲覧することができる他、仙台市ホームページにも掲載しております。

担当 都市整備局計画部都市計画課  
電話 022-214-8294

## 記 録

公聴会の件名 ○○○○○○○○  
開 催 日 時 令和○年○月○日 (○) 午後○時から  
開 催 場 所 ○○○○○○○○

### (公述番号○番)

出席した公述人の氏名 ○○○○○○  
住所 仙台市○○区○○○○○  
要旨

以 上

# 見 解 書

件名 ○○○○○○○○○に関する公聴会

[公述番号○番]

住所	仙台市○○区○○○○○	
氏名	○○ ○○	
	公述の要旨	仙台市の考え方